

第1章 総則

(目的)

第1条 最終処分場は長期間使用されるため、安全で安心な施設とするためには適切な維持管理が重要・不可欠である。このため当協会は、最終処分場の機能が維持され健全であるかを第三者の立場で検査し、トラブルの未然に防止に資する制度として最終処分場機能検査制度を制定する。

本規程は、当検査制度及び実施に関する事項について定め、透明かつ公正で円滑な運営に資することを目的とする

(制度の構成)

第2条 機能検査制度は、機能検査者の認定および検査を実施する機能検査実施登録団体の登録により構成する。

第2章 最終処分場機能検査者

(資格の認定)

第3条 機能検査を行うためには、経験とそれに基づいた知見が必要であり、これを確認し認定するための試験を実施し、合格した者を認定する。受験資格および認定の方法については、機能検査者認定規則によるものとする。

(資格の更新)

第4条 機能検査者の能力の維持、向上のために3年ごとに、更新講習を行い、これを受講したものがその資格を継続できるものとする。

更新講習については、機能検査者認定規則によるものとする。

(機能検査者の責務)

第5条 機能検査者の責務は以下のとおり定める。

(1) 信用の保持 機能検査者は、その資格の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

(2) 秘密の保持 機能検査者は、実施した機能検査業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(3) 公益の確保 機能検査者は、公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

(4) 資質の向上 機能検査者は、機能検査に関する知識および技能の水準について向上を図るよう努めなければならない。

第3章 機能検査実施登録団体

(機能検査実施団体)

第6条 機能検査は登録団体が実施する。

機能検査者を有する団体は、当協会に必要事項を記載した登録申請を行う。

登録申請の登録および承認については、最終処分場機能検査実施団体登録規則による。

なお、以下の条件の場合は、当協会が直接機能検査を実施することができる。

- ① モデル事業として、当協会での実施が必要である場合
- ② 機能検査の依頼に対し、登録団体の応募が得られなかった場合

(機能検査の実施)

第7条

登録団体が実施できる機能検査の種別は、その団体に属し活動できる機能検査者が保有する種別に限る。ただし、当該団体が保有していない機能検査の種別を有する者の協力をもらえる場合は除く。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、事業活性化委員会が起案し、理事会の承認を得る。

改定履歴

制定 2026年3月19日